

このような資産があれば申告してください！

業 種	主な償却資産の内容
不動産貸付、賃貸マンション、アパート・共同住宅、駐車場等（貸付を含む）	外構工事（門扉、塀、緑化施設、側溝など）、ネット、フェンス、受変電設備、広告塔、看板、壁面文字、浄化槽・管理設備、駐車場舗装・設備、外灯、ルームエアコン、屋外の給排水設備、駐車装置、駐車料金自動計算装置、舗装路面 など
製造業、印刷業、倉庫業、卸売業	外構工事（門扉、塀、緑化施設、側溝など）、受変電設備、自家発電設備、広告塔、金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、工場等の幹線動力設備、機械の給排水設備 など
建設業、工事請負業、建設機械等リース業	ブルドーザ、パワーショベル、大型特殊自動車、発電機、ランマ、タンバ、ロードローラ、パコン、コピー機、看板、舗装路面、応接セット など
店舗・小売販売業、料理飲食業	日除け、看板、広告塔、受変電設備、壁面文字、駐車場舗装・設備、ルームエアコン、陳列棚、陳列ケース、カウンター、テーブル、いす、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、レジスター など
理・美容業、医（歯科）業、クリーニング業	受変電設備、広告塔、看板、壁面文字、サインポール、浄化槽・管理設備、駐車場舗装、理美容いす、ルームエアコン、医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニットファイバースコープ等）、ガス（麻酔）設備、洗濯機、乾燥機、プレス機、ホイラー、ビニール梱包機 など
ガソリンスタンド、自動車修理業	受変電設備、広告塔、看板、壁面文字、サインポール、浄化槽・管理設備、地下タンク・設備、防火壁、舗装路面、独立キャノピー、洗車機、ガソリン計量器、防犯装置、コンプレッサー、旋盤、プレス、測定工具、検査工具 など
農業、林業、酪農業	ビニールハウス、果樹棚、ボイラー、搾乳機、自動給餌機、パワーショベル、発電機、乾燥機、もみすり機、米選機、林業用機械、林内作業車、チェーンソー、パコン、保冷庫 など

事業者の皆さんへ

固定資産税（償却資産）申告のお知らせ

会社や個人で工場・商店などを営んでいる人や駐車場・アパートなどを貸し付けている人が、その事業のために用いている構築物・機械・車輛・運搬具・工具・備品などの資産を償却資産といえます。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の所有資産について申告する必要があります。

申告の主な対象 土地・家屋以外で所得税法に基づき減価償却資産として計上しているもの（固定資産台帳・減価償却明細書）から自動車税、軽自動車税の課税対象となるものや無形減価償却資産などを除いたもの

問い合わせ先 課税課（市役所2階3番窓口） ☎32-2017

申告方法 申告が必要と思われる人に市から申告書を送付します。同封される「申告の手引き」などを確認し、必要事項を記入して提出締め切り 2月1日（月）

申告の必要があるにもかかわらず申告しないでいると、法令により延滞金や加算金などの対象となります。新規事業者で申告書が届かない場合は必ず連絡してください。

また、市では償却資産申告の内容について実地調査を行っています。調査時には、ご協力をお願いします。

新クリーンセンターのごみ処理方式・事業方式が決定されました

ごみ処理方式は「ストーカ・セメント原料化方式」、事業方式は「DBO方式」

津山ブロックごみ処理広域化対策協議会（平成21年4月1日より津山圏域資源循環施設組合）では、新クリーンセンターのごみ処理方式と事業方式について、昨年10月に、専門家などによって構成される津山圏域クリーンセンター技術審査委員会に対し諮問を行いました。「安心・安全」であることはもちろんのこと「環境保全性」「エネルギーの有効利用性」などのさまざまな視点から、8カ月間に6回の審議が重ねられ、6月23日に答申が行われました。

この答申を受け、組合の執行機関である管理者会（構成市町長と津山市副市長）では視察・検討を行い、10月28日に開催した管理者会において、ごみ処理方式は「ストーカ・セメント原料化方式」、事業方式は「DBO方式」を答申どおりに決定、11月9日に開催した組合議会全員協議会で報告しました。

組合では、市民の皆さんに新クリーンセンター建設事業について知っていただくため、来年1月には合併前の旧市町村を単位として市民対象の説明会を開催します。日程などについては新聞などでお知らせしますので、ぜひご参加ください。

問い合わせ先 津山圏域資源循環施設組合 ☎32-7017

《解説》

ストーカ・セメント原料化方式
「ストーカ」は、ごみの焼却方式で、これまでの実績により安全性・環境面における評価が高く、建設費や維持管理費における経済性にも優れている。「セメント原料化」は焼却により発生した灰をセメントの原料として再利用するもの

DBO方式
Design Build Operate（デザイン・ビルド・オペレート）の略。公共が資金調達を担い、設計・建設、運営を民間に委託する方式

子育て応援特別手当（平成21年度版）の執行停止について

国の経済危機対策として「子育て応援特別手当（平成21年度版）」の支給が予定されていましたが、このたび、国において事業の執行停止が決定されましたので、津山市においてもこの手当を支給しないこととしました。

大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

（厚生労働省ホームページから）

支給対象者のみなさまへ

平成21年10月15日
厚生労働大臣 長妻 昭

お詫び
子育て応援特別手当（平成21年度版）の執行停止について

皆様に、お詫びを申し上げなければならないことがございます。

子育て応援特別手当（平成21年度版）に関しまして、その趣旨を活かしつつ、より充実した新しい「子ども手当」の創設など、子育て支援策を強力に推進するため、執行を停止させていただくことといたしました。

この子育て応援特別手当（平成21年度版）では、本年度において小学校就学前3年間に属するお子様一人あたり、3万6千円を支給することになっていました。支給対象者の皆様をはじめ、多くの方々に大変ご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

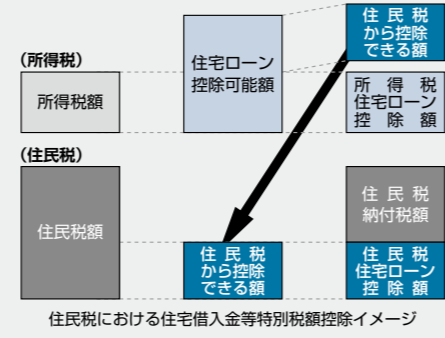
私どもといたしましては、安心して子どもを育てられる社会の構築に向けて、より一層の努力を続けてまいります所存でございます。

今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げます。

問い合わせ先 こども課 ☎32-2065

変わりました！ 住民税の住宅ローン控除の申告は原則不要

住宅ローン控除は、年末の住宅ローン残高に所定の率を掛けた金額（控除可能額）が、所得税から控除されるというのですが、控除可能額が所得税額よりも多ければ、控除の限度はその所得税額までとなります。この場合、控除しきれなかった分については、住民税（所得割）から97,500円を限度に所定の額の控除を受けることができます。



- ①平成11～18年末までに入居した人
平成22年度（平成21年中所得）からは、事業所からの給与支払報告書や税務署などへ提出された確定申告書の内容から、市で住宅ローン控除額を算出しますので、市役所への申告は原則不要になります。
- ②平成19～20年末までに入居した人
所得税において控除期間を15年に選択できる特例が設けられているため、住民税の住宅ローン控除の対象にはなりません。
- ③平成21～25年末までに入居した人
平成22年度（平成21年中所得）から新たに住民税の住宅ローン控除が適用されることになりました。市役所への申告は不要です。

※所得税の住宅ローン控除の申告（年末調整や確定申告）については、これまでどおりの手続きが必要です。ご注意ください

問い合わせ先 課税課 ☎32-2015